

「当座勘定規定」一部改定のお知らせ

当金庫では、2018年10月9日（火）午後から、即時振込のお取扱時間を拡大いたします。（詳しくは[こちら](#)）

これに伴い、平日夜間、土曜・日曜・祝日にも当座預金への振込入金が可能となることを踏まえ、「当座勘定規定」に入金時限（15時）を明記する改定をおこないます。

なお、このお取扱いは、すでにお取引いただいているお客さまにも適用されます。

記

1. 改定日 2018年10月9日（火）

2. 対象規定

規定名	改定箇所
一般当座勘定規定	第9条（支払の範囲）
当座勘定規定（専用約束手形口用）	第10条（支払の範囲）

3. 改定内容

【一般当座勘定規定】

改定前	改定後
第9条（支払いの範囲） （1）省略（変更なし） （2）手形、小切手の金額の一部支払はしません。	第9条（支払の範囲） （1）省略（変更なし） <u>（2）呈示された手形、小切手は、呈示日の15時までに当座勘定に受け入れまたは振込みされた資金により支払います。なお、万一、15時以降に入金した資金を支払いに充当したとしても当金庫は責任を負わないものとします。</u> （3）手形、小切手の金額の一部支払はしません。

【当座勘定規定（専用約束手形口用）】

改定前	改定後
第10条（支払いの範囲） （1）省略（変更なし） （2）手形の金額の一部支払はしません。	第10条（支払の範囲） （1）省略（変更なし） <u>（2）呈示された手形は、呈示日の15時までに当座勘定に受け入れまたは振込みされた資金により支払います。なお、万一、15時以降に入金した資金を支払いに充当したとしても当金庫は責任を負わないものとします。</u> （3）手形の金額の一部支払はしません。

以上